

# 令和5年度 蒲郡市水防計画修正(案)

修正事項一覧  
(新旧対照表)

蒲郡市防災会議



水防計画

頁	修正前	修正後	備考				
	第6章 水防に関する予報・警報	第6章 水防に関する予報・警報					
	第1節 水防に関する予報・警報の種類と発表基準	第1節 水防に関する予報・警報の種類と発表基準					
162	<p>1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報（名古屋地方気象台発表）                      (略)                      (1) 特別警報                      (略)                      「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。                      ・大雨特別警報（警戒レベル5相当）の指標  <u>確率値を用いた場合（浸水害）</u>  <u>①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続けると予想される地域の中で、浸水キキクル（危険度分布）又は洪水キキクル（危険度分布）で5段階のうち最大の危険度が出現している場合に、大雨特別警報（浸水害）が発表される。</u></p> <table border="1" data-bbox="248 740 1016 1050"> <tr> <td data-bbox="248 740 412 858">①</td> <td data-bbox="412 740 1016 858">48時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 858 412 1050">②</td> <td data-bbox="412 858 1016 1050">3時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mm※2以上となった格子のみをカウント対象とする）</td> </tr> </table> <p><u>指数を用いた場合（土砂災害）</u>                      過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数※1の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨※3がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している場合に大雨特別警報（土砂災害）が発表される。</p>	①	48時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現	②	3時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mm※2以上となった格子のみをカウント対象とする）	<p>1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報（名古屋地方気象台発表）                      (略)                      (1) 特別警報                      (略)                      「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。                      ・大雨特別警報（警戒レベル5相当）の指標  <u>（削除）</u></p> <p><u>大雨特別警報（土砂災害）の場合</u>                      過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数※1の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨※4がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している場合に大雨特別警報（土砂災害）が発表される。</p>	<p>気象庁内規の改定、気象警報、津波警報等に係る緊急速報メールの廃止に伴う改正</p>
①	48時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現						
②	3時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mm※2以上となった格子のみをカウント対象とする）						

水防計画

頁	修正前	修正後	備考
165	<p>※1 土壤雨量指数：<u>降った雨が土壤中に水分量としてどれだけ溜まっているかを数値化したもの。</u></p> <p>※2 <u>3時間降水量150mm：1時間50mmの雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨）が3時間続くことに相当。</u> <u>（追加）</u></p> <p>※3 激しい雨：1時間に概ね30mm以上の雨。 （略）</p> <p>(5) 気象情報 （略） （イ）「記録的短時間大雨情報」（気象庁発表） 蒲郡市内で、大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（追加）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、「キキクル（<u>警報の危険度分布</u>）」</p>	<p><u>大雨特別警報（浸水害）の場合</u></p> <p><u>過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※4がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。</u></p> <p><u>①表面雨量指数※2として定める基準値以上となる1km格子が概ね30格子以上まとまって出現。</u></p> <p><u>②流域雨量指数※3として定める基準値以上となる1km格子が概ね20格子以上まとまって出現。</u></p> <p>※1 土壤雨量指数：<u>降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壤中に貯まっている雨水の量を示す指数。</u></p> <p>※2 <u>表面雨量指数：降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。</u></p> <p>※3 <u>流域雨量指数：降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数</u></p> <p>※4 激しい雨：1時間に概ね30mm以上の雨。 （略）</p> <p>(5) 気象情報 （略） （イ）「記録的短時間大雨情報」（気象庁発表） 蒲郡市内で、大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（<u>危険度分布</u>）の「<u>（削除）危険</u>」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、「キキクル（<u>（削除）危険度分布</u>）」</p>	

水防計画

頁	修正前	修正後	備考								
	<p>で確認する必要がある。愛知県の雨量による発表基準は、1時間雨量100mm以上の降水が観測又は解析されたときである。</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 「竜巻注意情報」(気象庁発表)</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、<u>雷注意報が発表されている状況下において</u>竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。</p> <p>この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。</p> <p>(オ) 「早期注意情報(警報級の可能性)」</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(愛知県は東部と西部)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(愛知県)で発表される。大雨<u>(追加)</u>に関して、5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>	<p>布)」で確認する必要がある。愛知県の雨量による発表基準は、1時間雨量100mm以上の降水が観測又は解析されたときである。</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 「竜巻注意情報」(気象庁発表)</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、<u>(削除)</u>竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。</p> <p>この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。</p> <p>(オ) 「早期注意情報(警報級の可能性)」</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(愛知県は東部と西部)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(愛知県)で発表される。大雨、<u>高潮</u>に関して、5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>									
166	<p>(6) キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等の種類と概要</p> <table border="1" data-bbox="219 1276 1043 1466"> <thead> <tr> <th data-bbox="219 1276 501 1316">種類</th> <th data-bbox="501 1276 1043 1316">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="219 1316 501 1466">土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)※</td> <td data-bbox="501 1316 1043 1466">大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの	<p>(6) キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等の種類と概要</p> <table border="1" data-bbox="1075 1276 1899 1466"> <thead> <tr> <th data-bbox="1075 1276 1357 1316">種類</th> <th data-bbox="1357 1276 1899 1316">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1075 1316 1357 1466">土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)<u>(削除)</u></td> <td data-bbox="1357 1316 1899 1466">大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) <u>(削除)</u>	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの	
種類	概要										
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの										
種類	概要										
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) <u>(削除)</u>	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの										

水防計画

頁	修正前		修正後		備考
		<p>雨量分布及び土壌雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：<u>（追加）</u> 直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認を必要とする警戒レベル2に相当。</li> </ul>		<p>雨量分布及び土壌雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：<u>命の危険があり</u>直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認を必要とする警戒レベル2に相当。</li> </ul>	
	<p>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p><u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u></p>	
	<p>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域</p>	<p>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域</p>	

頁	修正前	修正後	備考
166	<p>雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」(黒)：<u>(追加)</u> 直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」(紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認を必要とする警戒レベル2に相当。</li> </ul> <p><b>2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表）</b></p> <p>地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、気象庁から大津波警報等が発表される。</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報</p> <p>ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等</p> <p>気象庁は、地震が発生したときは、地震の規模や位置を即座に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分（一部の地震※については約2分）を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下、これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については<u>津波特別警報</u>に位置づけられる。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（<u>マグニチュード</u>）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警</p>	<p>雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」(黒)：<u>命の危険があり</u> 直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」(紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認を必要とする警戒レベル2に相当。</li> </ul> <p><b>2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表）</b></p> <p>地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、気象庁から大津波警報等が発表される。</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報</p> <p>ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等</p> <p>気象庁は、地震が発生したときは、地震の規模や位置を即座に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分（一部の地震※については約2分）を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下、これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については<u>特別警報</u>に位置づけられる。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模が<u>マグニチュード8</u>を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等</p>	

頁	修正前	修正後	備考																																																				
	<p>報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。 (略)</p>	<p>を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。 (略)</p>																																																					
168	<p><b>津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</b></p> <table border="1" data-bbox="219 547 1043 1369"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">(略)</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (津波の高さの予想の区分)</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の(追加)高さが高いところで3mを超える場合</td> <td colspan="2">10m超 10m&lt;予想(追加)高さ)</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">10m (5m&lt;予想(追加)高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">5m (3m&lt;予想(追加)高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の(追加)高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td colspan="2">3m (1m&lt;予想(追加)高さ≤3m)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の(追加)高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td colspan="2">1m (0.2m≤予想(追加)高さ≤1m)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1 「津波の(追加)高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場</p>	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		(略)	数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の(追加)高さが高いところで3mを超える場合	10m超 10m<予想(追加)高さ)		(略)	10m (5m<予想(追加)高さ≤10m)		5m (3m<予想(追加)高さ≤5m)		津波警報	予想される津波の(追加)高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想(追加)高さ≤3m)		(略)	津波注意報	予想される津波の(追加)高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想(追加)高さ≤1m)		(略)	<p><b>津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</b></p> <table border="1" data-bbox="1075 547 1899 1369"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">(略)</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (津波の高さの予想の区分)</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td colspan="2">10m超 10m&lt;予想される津波の最大波の高さ)</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">10m (5m&lt;予想される津波の最大波の高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">5m (3m&lt;予想される津波の最大波の高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td colspan="2">3m (1m&lt;予想される津波の最大波の高さ≤3m)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td colspan="2">1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1 「津波の最大波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場</p>	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		(略)	数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 10m<予想される津波の最大波の高さ)		(略)	10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)		(略)	津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)		(略)	
津波警報等の種類	発表基準			発表される津波の高さ			(略)																																																
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表																																																				
大津波警報	予想される津波の(追加)高さが高いところで3mを超える場合	10m超 10m<予想(追加)高さ)		(略)																																																			
		10m (5m<予想(追加)高さ≤10m)																																																					
		5m (3m<予想(追加)高さ≤5m)																																																					
津波警報	予想される津波の(追加)高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想(追加)高さ≤3m)		(略)																																																			
津波注意報	予想される津波の(追加)高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想(追加)高さ≤1m)		(略)																																																			
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		(略)																																																			
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表																																																				
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 10m<予想される津波の最大波の高さ)		(略)																																																			
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)																																																					
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)																																																					
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)		(略)																																																			
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)		(略)																																																			

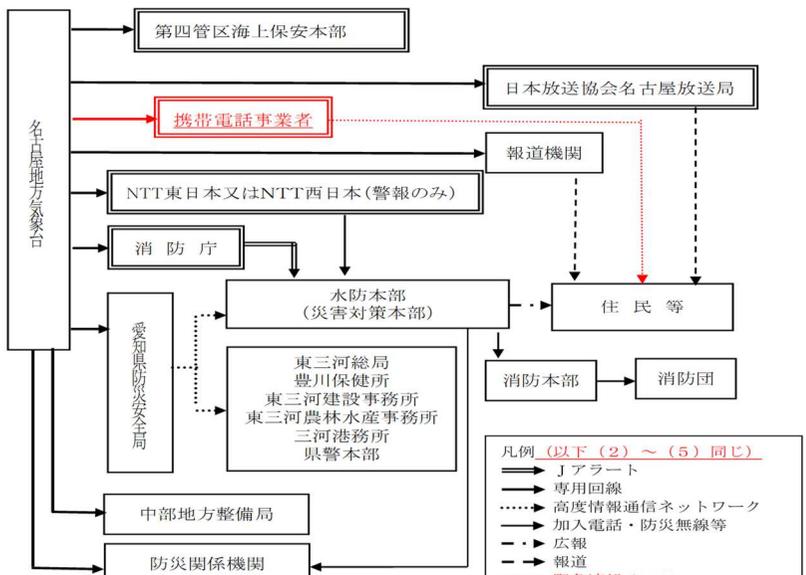
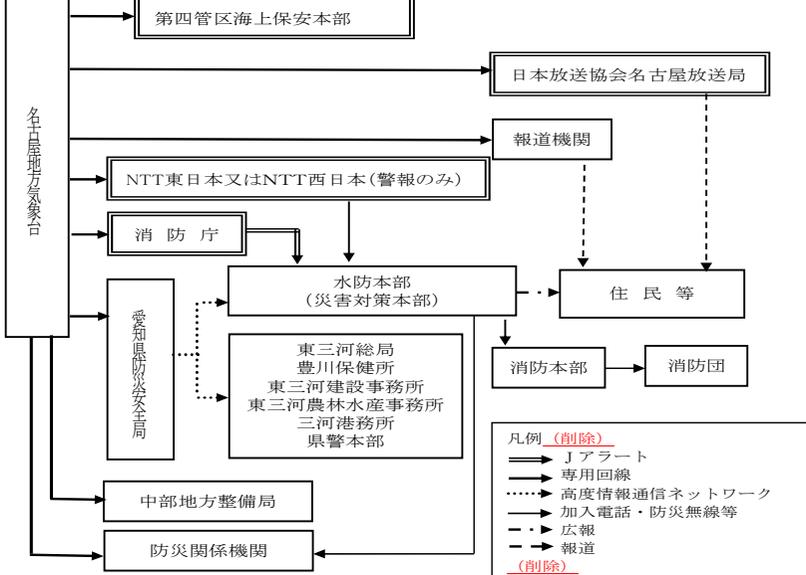
水防計画

頁	修正前	修正後	備考
169	<p>合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。 (略)</p> <p>イ 津波警報等の留意事項等 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波による災害のおそれが無くなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</li> </ul> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2) 津波情報</p> <p>イ 津波情報の留意事項等</p> <p>①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</li> </ul>	<p>合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。 (略)</p> <p>イ 津波警報等の留意事項等 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波による災害のおそれが無くなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>どのような津波であれ、危険な地域から一刻も早い避難が必要であることから、市は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。</u></li> <li><u>また、緊急安全確保は基本的には発令しない。</u></li> <li><u>大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。</u></li> </ul> <p>(2) 津波情報</p> <p>イ 津波情報の留意事項等</p> <p>①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</li> </ul>	

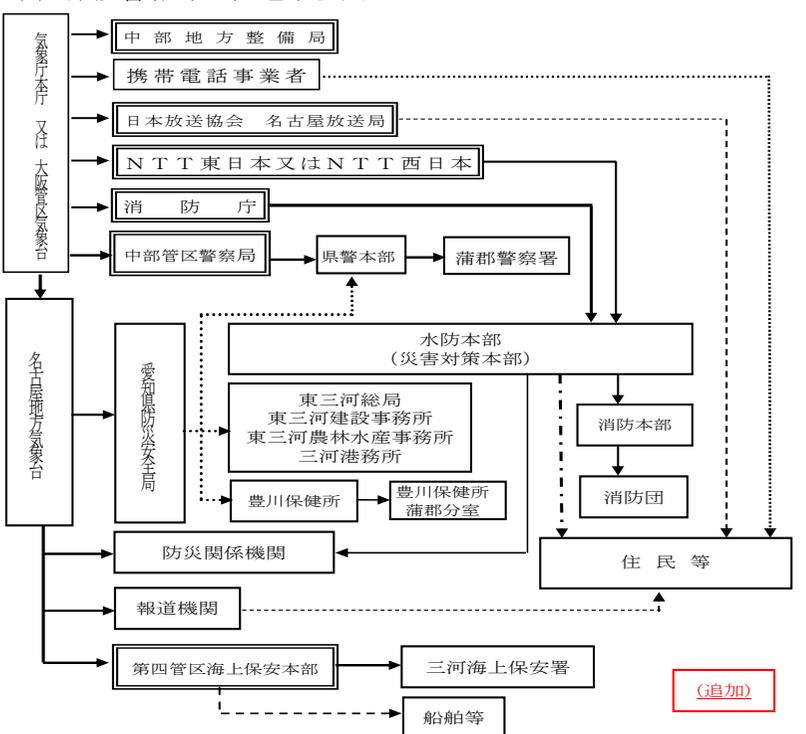
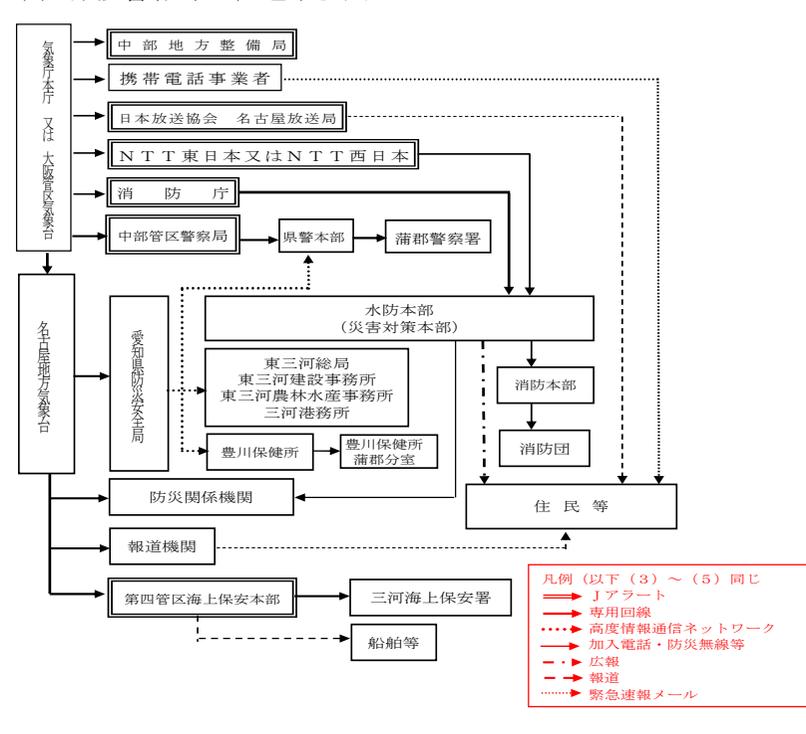
頁	修正前	修正後	備考																				
	<p>(3) 津波予報 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>津波予報の発表基準と発表内容</b></p> <table border="1" data-bbox="232 316 1032 895"> <thead> <tr> <th></th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">津波予報</td> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき <u>(追加)</u></td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき <u>(追加)</u></td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		発表基準	発表内容	津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき <u>(追加)</u>	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき <u>(追加)</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	<p>(3) 津波予報 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>津波予報の発表基準と発表内容</b></p> <table border="1" data-bbox="1084 316 1883 895"> <thead> <tr> <th></th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">津波予報</td> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u></td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u></td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		発表基準	発表内容	津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	
	発表基準	発表内容																					
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表																					
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき <u>(追加)</u>	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																					
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき <u>(追加)</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																					
	発表基準	発表内容																					
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表																					
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																					
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																					
	<b>第8章 水防活動</b>	<b>第8章 水防活動</b>																					
	<b>第2節 気象等の観測及び通報</b>	<b>第2節 雨量・水位・潮位の監視と通報</b>																					
174	<p><u>消防長は常に適確な気象状況の把握に努めるとともに、気象等観測担当者から正確な資料を敏速に受け、水防本部長に報告するものとする。</u></p> <p><u>気象等の観測場所及び担当者は、蒲郡市地域防災計画資料編に示すとおりである。</u></p> <p><b>1 風向・風速・気圧並びに湿度の観測</b> <u>観測担当者は、気象状況により毎時あるいは30分毎に観測し、消防長に報告するものとする。</u></p> <p><b>2 雨量の観測</b></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>表記の整理 県計画に合わせ、水防テレメータシステム及び危機管理型水位計について記載を追加</p>																				

頁	修正前	修正後	備考
	<p><u>観測担当者は、気象状況により相当の降雨量と認めるときは毎時あるいは 30 分毎に観測し、消防長に報告するものとする。</u></p> <p><b>3 水位の観測</b>  <u>観測担当者は、水位が通報水位及び警報水位に達したときは、消防長に報告するものとする。</u>  <u>(1) 通報水位に達したとき、及び同水位に復したときは、その時刻を、また通報水位より警戒水位に達するまでの間は毎時あるいは 30 分毎に報告する。</u>  <u>(2) 警戒水位に達し、なお、増水の模様あるときは 20 分毎に報告する。</u>  <u>(3) 最高水位に達し減水に向うときは、水位とその時刻を報告する。</u></p> <p><b>4 潮位の観測</b>  <u>観測担当者は高潮のおそれがあるとき、又は高潮の危険が予想される旨の気象通報・水防警報を受けたときは潮位を観測し、毎時あるいは 30 分毎に消防長に報告する。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><b>1 要領</b>  <u>水防管理団体において、高度情報通信ネットワークや河川情報センターの通報システム（FRICS）及び一般財団法人河川情報センター「川の水位情報」による、危機管理型水位計の水位情報等により積極的に水位情報の収集に努めるものとする。</u></p> <p><b>2 高度情報通信ネットワーク</b>  <u>(1) 概要</u>  <u>統制局（県水防本部）が水防テレメータシステムを通じて収集した県内雨量・水位・潮位情報を、県内全市町村及び県主要機関に配備された高度情報通信ネットワークにより入手できる。</u>  <u>(2) 内容</u>  <u>雨量観測局の位置を示す全県地図、水位・潮位観測局の位置を示す全県地図、24 時間分の時間雨量・最新の累計雨量・最大 60</u></p>	

頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>分雨量と生起時刻、24時間分の時刻水位・最高水位と生起時刻、24時間分の時刻潮位・最高潮位と生起時刻。</u></p> <p><b>3 愛知県水防テレメータシステム</b></p> <p>(1) 概要  <u>無線を介して雨量・水位・潮位を遠隔集中監視するシステムであり、県水防本部と各建設事務所間で整備している。</u></p> <p>(2) 構成</p> <pre> graph TD     A[観測局 〔雨量局58局、水位局95局、潮位局8局の合計159局〕] --- B[中継局]     B --- C[監視局 〔建設事務所等9局〕]     C --- D[中継局]     D --- E[統制局 〔県水防本部〕]     E --- F[傍受局 〔建設事務所等〕]                     </pre> <p>(3) <u>愛知県水防テレメータシステム雨量観測局所在地</u>  <u>沿岸 蒲郡市浜町（蒲郡緑地公園）</u></p> <p>(4) <u>愛知県水防テレメータシステム潮位観測局所在地</u>  <u>形原漁港 蒲郡市形原町港町162地先（形原観測所）</u></p> <p><b>4 危機管理型水位計</b></p> <p>(1) 概要  <u>洪水時のみの水位観測に特化し、機器の小型化や通信機器等のコストを低減した水位計。水位情報は、一般財団法人河川情報センターウェブサイト「川の水位情報」（<a href="https://k.river.go.jp/">https://k.river.go.jp/</a>）に掲載する。</u>  <u>〔水位計180基〕（令和4年4月1日）</u></p>	

頁	修正前	修正後	備考													
		<p>(2) 市内水位計一覧</p> <table border="1" data-bbox="1070 236 1910 438"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>設置個所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">西田川</td> <td rowspan="2">西田川</td> <td>昭和橋</td> </tr> <tr> <td>記念橋</td> </tr> <tr> <td>落合川</td> <td>落合川</td> <td>大坪橋</td> </tr> <tr> <td>拾石川</td> <td>拾石川</td> <td>拾石橋</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	設置個所	西田川	西田川	昭和橋	記念橋	落合川	落合川	大坪橋	拾石川	拾石川	拾石橋	
水系名	河川名	設置個所														
西田川	西田川	昭和橋														
		記念橋														
落合川	落合川	大坪橋														
拾石川	拾石川	拾石橋														
	<p><b>第3節 通信連絡</b></p>	<p><b>第3節 通信連絡</b></p>														
<p>176</p>	<p><b>3 気象情報の受領伝達系統</b>                      水防に必要な気象情報の通信連絡系統は次に示すとおりである。</p> <p>(1) 気象、高潮及び洪水に関する予報警報伝達系統図</p> <p><u>※緊急速報メールは、気象等（大雨、防風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</u></p>  <p>凡例 (以下(2)～(5)同じ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ Jアラート</li> <li>⇒ 専用回線</li> <li>⋯⋯ 高度情報通信ネットワーク</li> <li>→ 加入電話・防災無線等</li> <li>- - - 広報</li> <li>- - - 報道</li> <li>⋯⋯ 緊急速報メール</li> </ul>	<p><b>3 気象情報の受領伝達系統</b>                      水防に必要な気象情報の通信連絡系統は次に示すとおりである。</p> <p>(1) 気象、高潮及び洪水に関する予報警報伝達系統図</p> <p><u>(削除)</u></p>  <p>凡例 (削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ Jアラート</li> <li>⇒ 専用回線</li> <li>⋯⋯ 高度情報通信ネットワーク</li> <li>→ 加入電話・防災無線等</li> <li>- - - 広報</li> <li>- - - 報道</li> <li>(削除)</li> </ul>	<p>警報等伝達系統の変更</p>													

水防計画

頁	修正前	修正後	備考
177	<p>※1 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項 <u>(追加)</u>の規定に基づく法定伝達先。</p> <p>※2 愛知県から市、市から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている。</p> <p>(2) 津波警報等の伝達系統図</p>  <p>※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p> <p>※1 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項 <u>(追加)</u>の規定に基づく法定伝達先。</p> <p>※2 愛知県から市、市から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている。</p>	<p>※1 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項 <u>及び第9項</u>の規定に基づく法定伝達先。</p> <p>※2 愛知県から市、市から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている。</p> <p>(2) 津波警報等の伝達系統図</p>  <p>※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p> <p>※1 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項 <u>及び第9項</u>の規定に基づく法定伝達先。</p> <p>※2 愛知県から市、市から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている。</p>	